

狛江市立西河原公民館における祝日開館の実施について

市民センター改修による中央公民館の休館に伴い、利用者の利便性の向上を図るため、中央公民館で実施している祝日開館について、西河原公民館においても実施する。

(1) 祝日開館日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める国民の祝日のうち、以下の4日間

- ・成人の日 1月の第二月曜日
- ・海の日 7月の第三月曜日
- ・敬老の日 9月の第三月曜日
- ・スポーツの日 10月の第二月曜日

(2) 開館時間

午前9時から午後7時まで（図書室は午前10時から午後5時まで）

(3) 開始月

令和6年9月から